

雇用調整助成金の不正受給について（お詫び）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先般広島労働局より、従前弊社が申請し受給しておりました雇用調整助成金について、一部が不正受給に該当する（弊社として休業中、雇用調整助成金の申請対象者数十名のうち 3 名が実際には業務の一部を行っていた）と指摘されました。広島労働局によるとこの点は「休業した」とはいえないとのことで、この点は弊社の雇用調整助成金に対する理解が不十分であったと深く反省しております。このたびのご指摘を真摯に受け止め、上記 3 名分を含む申請対象者全員分の雇用調整助成金を速やかに返還することといたしました。

雇用を守るための貴重な財源である雇用調整助成金を結果として不正受給した形となり、弊社の不手際で関係各所にご迷惑をお掛けしたこと、そして皆様の信頼を損なってしまいましたことを、深くお詫び申し上げます。

弊社では、今般の指摘を厳粛に受け止め、このようなことが二度とないようコンプライアンスを徹底してまいる所存でありますので、今後とも変わらぬお引き立てを賜りますよう伏してお願い申し上げます。

改めまして、このたびは誠に申し訳ございませんでした。

敬 白

令和 4 年 7 月 2 5 日

株式会社バンケット・エスエス
代表取締役 古泉 輝晃